

新潟市児童福祉施設負担金等徴収事務取扱要領

新潟市児童福祉施設負担金等徴収事務取扱要領（平成１９年４月１日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この要領は、新潟市児童福祉法施行細則（平成８年規則第８号。以下「細則」という。）に基づき、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２７条第１項第３号若しくは第２項又は法第３３条の６第１項の措置等に要する費用を支弁した市長が、同法第５６条第２項の規定により本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置等に要する費用の全部又は一部を徴収する事務に関し、新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則（昭和３６年規則第６１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要領において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、次のとおりとする。

- （１） 措置権者とは、新潟市事務委任規則（昭和４４年規則第３１号）第２条により、市長の権限に属する事務を委任された児童相談所長をいう。
- （２） 措置児童等とは、措置権者が法２７条第１項第３号又は法第２７条第２項に規定する措置を採り、若しくは法第３１条に規定する保護期間の延長を認め、入所施設（児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、障害児入所施設、肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関、乳児院、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）及び里親をいう。）に入所させた者又は法第３３条の６の規定する決定により、児童自立生活援助事業を行う住居（以下「自立援助ホーム」という。）に入居した者をいう。
- （３） 扶養義務者とは、民法（明治２９年法律第８９号）第７２５条第２号の規定による配偶者、同法第８７７条第１項の規定による直系血族（父母、祖父母、養父母等をいう。）及び兄弟姉妹並びに前記を除く３親等内の親族（叔父、叔母等をいう。）で家庭裁判所が特別の事情があるとし扶養義務を負わせた者をいう。
- （４） 障害児入所施設とは、法第４２条に規定する福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設、法第２７条第２項に規定する指定発達支援医療機関をいう。
- （５） 階層認定対象者は、次のとおりとする。
 - ア 自立援助ホームの場合は、措置児童等のみを階層認定対象者とする。
 - イ 入所施設の場合は、措置児童等及び当該措置児童等と同一の世帯に属して生計を一にしている扶養義務者（措置児童等の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等（その者がその世帯における家計の主催者である場合）を含む。）を階層認定対象者とする。なお、前記を除く３親等内の親族で家庭裁判所が特別の事情があるとして扶養

義務を負わせた場合は、当該親族も階層認定対象者とする。

- (6) 費用負担者とは、措置権者が徴収するために納入通知をする相手方であり、措置児童等及び扶養義務者のうち費用負担者として最も適当な者(費用徴収の対象とならない者を除く。)をいう。

(注) 一般に父母がいるときは、父母のうち家計の主催者が、扶養義務者の中で費用負担者として最も適当な者となる。

- (7) 徴収金とは、細則第39条の規定により市長が費用負担者から実際に徴収する費用の額をいう。

(申告)

第3条 扶養義務者又は措置児童等は、当該年度市町村民税納税通知書の写し又は課税証明書等を添付し、措置権者が別に定める日までに措置権者に別記様式第2号による世帯構成及び課税状況等申告書(以下「課税状況等申告書」という。)を提出するものとする。

- 2 措置等の開始に際しては、措置権者は、扶養義務者及び措置児童等に対し、費用徴収の趣旨を十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。また、階層区分変更の原因となるような扶養義務者及び措置児童等の収入、支出状況、課税状況及び世帯構成等に変動のあった場合は、速やかに届け出るよう指導するものとする。なお、当初費用負担のない者に対しても、後に費用負担者となる場合がある旨を説明しておくものとする。

- 3 年度途中における新規措置等の取扱いについては、第1項に準じて提出させるものとする。

(調査及び確認等)

第4条 措置権者は、課税状況等申告書が提出された場合において、次の方法により調査及び確認等を行うものとする。

- (1) 世帯構成の確認は、必要と認められる場合については、戸籍謄本及び住民票写等により行うものとする。
- (2) 扶養義務者が生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)であるときは、被保護証明書等で確認するものとする。
- (3) 当該年度の市町村民税納税通知書の写し又は課税証明書等の提出を求めて確認するものとする。また、必要と認められる場合は、その課税状況を当該市区町村に照会し確認するものとする。なお、市町村民税は、課税年度の開始する年の1月1日に、当該市町村に住民登録している者を対象として、前年の1月1日から12月31日までの所得に対して、課税年度内に課税されるものである。したがって、前年1月1日の居住地が、現居住地と異なるときの照会先は、前居住地の市区町村役場となる。また、住民税は、市町村民税と都道府県民税とにわかれるが、階層認定の対象は、市町村民税のみとする。
- (4) 課税額が確認できない場合の取扱いについては、住民登録をしていないことなどの

理由で課税もれになっている場合、又は無申告などにより課税額が確認できない場合並びに年途中の就退職により年間の課税額が明らかでない場合は、扶養義務者から課税対象年の収入状況等を報告させて税額の推定認定を行うものとする。また、課税額が未確定の場合の取扱い、第6条第5項第2号の規定によるものとする。

(扶養義務者等の認定)

第5条 扶養義務者、階層認定対象者及び費用負担者（以下「扶養義務者等」という。）を決定するときは、まず措置児童等の属する世帯（以下「出身世帯」という。）の認定を行うものとする。

2 出身世帯の認定については、措置児童等と同一の世帯に属して生計を一にしている者を、原則として同一世帯員（以下「家族」という。）として認定するものとする。なお、居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいう。

- (1) 出稼ぎをしている場合
- (2) 行商又は勤務等の都合により別居しているが、生活費を仕送りしている場合
- (3) 病気治療のため病院等に入院の場合
- (4) その他生活保護法の取扱いに準じ、同一世帯として認定することが適当である場合

(注1) 「世帯」とは、社会生活上現に家計を共同して消費生活を営んでいると認められる一つの単位をいい、世帯の認定については、生活保護法の取扱いに準じて行うものとする。なお、いわゆる世帯分離を行っている場合、そのことのみをもって別世帯であるとは認められないものとする。

(注2) 措置児童等の出身世帯が移動した場合は、移動先をもって出身世帯とする。

(注3) 自立援助ホームの場合は、措置児童等のみをもって出身世帯とする。

3 扶養義務者等の認定は、次のとおり行うものとする。

- (1) 扶養義務者等の認定は、毎年度見直しをすることを原則とする。ただし、現に認定している扶養義務者等が死亡した場合等は、その都度見直しを行うものとする。
- (2) 認定の時期は、措置等開始ケースについては措置等開始日をもって行い、措置等継続ケースについては毎年7月1日をもって行うものとする。

(扶養義務者等の階層区分の認定)

第6条 措置権者等は、第4条により調査及び確認等行った課税状況等申告書等に基づき、措置児童等及び扶養義務者等の税額等を決定し、規則別表第1及び別表第2に定める階層区分を認定するものとする。

2 階層区分の認定については、次に掲げる課税額により行うものとする。

- (1) 自立援助ホームの場合は、措置児童等のみの課税額とする。
- (2) 入所施設の場合は、措置児童等及び当該措置児童等の直系血族、兄弟姉妹等（その世帯における家計の主宰者である場合に限る。）のすべての者について、それらの者の課税額の合算額とする。
- (3) 兄弟姉妹等が前号で規定する家計の主宰者となる場合は、次のとおりとする。

- ア 措置児童等を税額の算定上扶養控除の対象にしている場合
- イ 措置児童等を健康保険等において扶養家族としている場合
- ウ その世帯において最多収入、最多納税の者である等を総合的に勘案して認められる場合

3 各階層別の認定については、次のとおりとする。

(1) A階層については、次のとおりとする。

ア 措置児童等の属する世帯が当該年度の市町村民税の有無にかかわらず、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の受給世帯である場合は、A階層と決定するものとする。

イ 生活保護法における保護の停止期間中も生活保護法による被保護世帯として取り扱うものとする。

ウ 措置児童等の属する世帯が月の途中で生活保護法による被保護世帯となった場合は、この翌月をもってA階層に変更するものとする。

エ 生活保護法による保護の開始、廃止状況の把握に遺漏のないよう取り扱うものとする。

(2) B階層については、次のとおりとする。

ア 措置児童等の属する世帯がA階層に該当せず、かつ、当該年度の市町村民税を課税されていない場合は、B階層と決定するものとする。

イ 当該市町村の条例等で災害、貧困その他特別の事情により、当該年度の市町村民税を全額免除された場合は、B階層とみなすものとする。(地方税法(昭和25年法律第226号)第323条)

(3) C階層については、措置児童等の属する世帯がA階層及びB階層に該当せず、かつ、当該年度の市町村民税均等割のみを課せられているときはC階層に決定するものとする。

(4) D階層については、措置児童等の属する世帯がA階層及びB階層に該当せず、かつ当該年度の市町村民税所得割を課せられているときはD階層とし、その課税状況によりD1階層からD15階層までに決定するものとする。

4 階層認定は各月初日(月の途中で入所した措置児童等については、その月の初日をいう。)に行うものであるが、A階層を除いては、階層区分の性格上徴収基準の改正があった場合、認定対象者に変動があった場合等を除けば、年1回階層認定をすれば足りるものである。なお、認定の時期は、措置等開始ケースは措置等開始日をもって行い、措置等継続ケースは毎年7月1日をもって行うものとする。

5 その他留意事項については、次のとおりとする。

(1) 4月から6月までの間に新たに措置等を受けた場合においては、前年度分の市町村民税課税額により認定を行うものとする。

(2) 7月に至っても当該年度市町村民税額が確定されない場合は、確定までの間、前年度

分市町村民税額により認定し、当該年度分が判明した時点で当初認定時にさかのぼって再認定をするものとする。また、この場合は、当初の決定通知書に当該年度分の市町村民税の課税状況が判明した時点で再認定する旨の文書を同封するものとする。

(3) 第4項に定める認定の時期以外における階層の再認定については、次のとおりとする。

ア 措置等開始日又は7月1日をもって階層認定をした世帯において、第2条第6項に掲げる階層認定対象者に増減があった場合は、その月の翌月（その日がその月の初日に当たった場合は、その月。以下同じ。）の初日において新たに階層認定を行い、徴収金を決定するものとする。

（例1） 次の場合は、父又は姉は認定の対象から外される。したがって、父又は姉の課税額を控除して新たに階層認定を行うものとする。

a 階層認定対象者である父が死亡した場合

b 階層認定対象者である姉が結婚して転出した場合

（例2） 次の場合は、兄又は叔父は階層認定の対象とされる。したがって、兄又は叔父の課税額を加算して新たに階層認定を行うものとする。

a 扶養義務者である兄が転勤のため転入し、措置児童等と同一の世帯に属し、その世帯における家計の主宰者となった場合

b 三親等内である叔父が、家庭裁判所から特別の事情があるとして特に扶養の義務を負わされた場合

イ A階層以外の階層に認定された世帯が生活保護（単給世帯を含む。）の開始を受けたときは、その月の翌月の初日においてA階層として認定するものとする。また、A階層として認定されていた世帯で生活保護の廃止があったときは、課税状況等の調査により、その月の翌月の初日において新たに階層認定を行い、徴収金を決定するものとする。なお、新潟市児童福祉施設負担金等減免取扱要領により、生活保護の開始月からの徴収金について、申立の有無によらず、減免できるものであるので、十分に配慮するものとする。

ウ 措置等開始日又は7月1日をもって階層認定をした世帯において、階層認定対象者につき修正申告、更正及び決定等（以下「更正、決定等」という。）により当初確認した当該年度分の課税額に変更が生じたときは、その月の翌月の初日において新たに階層認定を行い、徴収金を決定するものとする。

エ アからウまでに掲げる以外の特別の事情により、第4項に定める認定の時期以外において階層の再認定が必要と認められる場合は、これを認定するものとする。

オ 第4項に定める認定の時期以外において、アからエまでに掲げる事由により階層の再認定をした世帯がその後、さらにアからエまでに掲げる事由により階層の再々認定の必要が生じたときは、その時点において新たに階層を認定し、徴収金の決定をするものとする。なお、その後において、また同様の事態が生じたときは、同様の手続を執ることとし、以下これを繰り返すものとする。

(4) 特殊なケースの階層認定については、次のとおりとする。

ア 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、規則別表第1備考5により世帯の徴収金は0円とするが、また、次のような事項に該当する場合は同様に扱うものとする。

(ア) 措置児童等の両親が死亡又は行方不明等の場合で扶養義務を負わされていない親族又は他人に養育されているいわゆる孤児については、B階層の単身世帯として認定するものとする。

(イ) 階層認定対象者のすべての者の居住地が不明である場合いわゆる行方不明の場合には、B階層の単身世帯として認定するものとする。

(注) 居住地不明として処理するときは、単に従来の居住地を去ったことによってのみ居住地不明とすることなく、住民基本台帳の調査、施設への照会等十分調査した上で認定するものとする。一度居住地不明と認定されたケースについてもその居住地の調査を継続すべきことは当然であるが、居住地が判明したときは直ちに階層認定のための調査を行うこと。なお、居住地不明のケースについては、少なくとも年1回は住民基本台帳の調査、戸籍の附票の調査又は施設への照会等により居住地の把握に努めるものとする。

(ウ) 規則によるもののほか、次に掲げる場合は、母子世帯等とみなすものとする。

- a 祖父母（非課税）と父又は母（非課税）と児童の世帯
- b 祖父母（非課税）と児童の世帯
- c 家計の主宰者である兄弟姉妹（非課税）と児童の世帯

オ 措置児童等の父母が離婚した（事実上離婚の状態にある世帯を含む。）場合は、次によるものとする。

(ア) 離婚を協議中の者等、親権を放棄しようとしている者は、その世帯に属さないものとする。（認定の対象外）

(イ) 離婚世帯については、親権者（事実上の離婚世帯にあつては、現に親権を行使している者）の世帯を階層認定の対象とすること。したがって、親権者とその同一世帯内で同一の生計を営む措置児童等の扶養義務者が認定の対象となるものとする。

カ 父母が内縁関係にあり、父がその措置児童等を認知している場合は、婚姻世帯と同様に扱って差し支えないものとする（認知については、戸籍上父の名が記載されていれば足りる。）。また、認知していない場合でも父が実子であることを認めているときは、同様の取扱いとする。なお、認知していなくても養子縁組が成立しているときは、その養父が対象となるものとする。

キ 措置児童等の父又は母が継父又は継母である場合（養子縁組が存する場合を除く。）は、実母又は実父の課税額によって階層認定を行うものとする。

ク 養子縁組が成立した場合は、養子縁組が成立したときから養親世帯に属するものとして扱う。ただし、養子縁組が存在しても実親と同一世帯に属していると認められるときは、実親の課税状況により階層認定をしても差し支えないものとする。

ケ 入院、行方不明等突発的な事情のため一時的に児童を引き取った祖父母等については、その児童と一緒に生活した実態が一時的なものであって、当該祖父母等が当初から引き続き養育の意思がなかった場合は認定対象とはならないものとする。

コ 所得の確認が困難な場合の認定については、次のとおりとする。

(ア) 虐待などのケースにより扶養義務者等から課税状況の把握に協力が得られず、税務担当部局等に確認しても個人情報観点から協力が得られない場合は、平成16年3月18日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課編全国家庭福祉施策担当係長会議資料（別冊）15頁（費用認定に係わる階層区分の認定について）により、まず、B階層で認定し、扶養義務者等に働きかけて課税状況が明らかになった時点で再認定するものとする。

(イ) 扶養義務者等から協力を得られ、税務担当部局等に課税・閲覧照会しても課税状況を把握できない場合（未申告者）は、B階層で認定し、課税状況が明らかになった時点で再認定する。この場合、規則別表第1備考5及び規則別表第2備考4を適用する。また、上記(ア)、(イ)について再認定後の徴収金については変更すべき月に遡及して徴収額の変更を行う。また、決定通知書に前年分の所得税の課税状況が判明した時点で再認定する旨の文書を同封するものとする。

（注1） 虐待等で課税資料、税照会承諾書が得られない場合はB階層とする。課税資料、税照会承諾書が得られれば、遡及して再認定するものとする。

（注2） 未申告でも課税資料、税照会承諾書が得られればB階層認定とする。この場合、母子家庭等であればB階層「0」円とする。

（費用徴収金額の決定）

第7条 徴収基準額は、その措置児童等単位に、次により算定した額とする。

(1) 第6条の階層区分の認定に基づき、規則別表第1及び規則別表第2により算定した額を徴収基準額とする。なお、算定した額に当該月の当該措置児童等にかかる次項により算定した支弁額が満たない場合においては、当該支弁額を徴収基準額とする。

(2) 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合は、規則別表第1備考8、規則別表第2備考5による。すなわち、最も多額の措置児童等に基準額を適用し、他の者についてはその徴収基準額(扶養義務者用)に0.1を乗じた額をもってその措置児童等の基準額とする。ただし、平成18年10月1日以降において、法第21条の5の2の障がい児通所施設給付費又は法第24条の2の障がい児施設給付費を支給されている場合、規則別表第1備考8による。すなわち、児童入所施設に係わる徴収金額+児童入所施設に係わる徴収金額×0.1×(当該世帯における施設入所児童数-1)を当該世帯に係わる上限額とし、その額がその月の利用者負担額を上回る場合はその額とし、障がい児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は児童入所施設に係わる徴収金は0円とする。

2 各月の支弁額の算定方法については、入所施設及び自立援助ホームの各月のその措置児童1

人当たりの支弁額は、第1号に規定する算式①により算定した額とするものとする。ただし、その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときは、第2号に規定する算式②によるものとする。なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、障がい児施設のボイラー技士雇上費、里親手当は徴収の対象とならないものとする。

- (1) 算式①は、その施設の事務費の月額保護単価(乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式②において同じ。)+事業費の各費目(里親手当除く。次の算式②において同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額
- (2) 算式②は、 $[(\text{事務費の月額保護単価} + \text{事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額}) \div \text{その月の日数}] \times \text{その月の措置児童等在籍日数} + \text{月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額}$
- 3 月の途中で入退所した場合は、前項第2号の算式②により算定した額と徴収金基準月額を比較して、少ないほうを徴収金月額とする。
- 4 端数計算の方法は、この要領における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。ただし、健康保険の療養費の算定方法に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

(費用徴収額の納入手続き等)

- 第8条 措置権者は、法第27条第1項第3号若しくは第2項の規定による措置を採るとき、又は法第33条の6の規定による児童自立生活援助の実施を行うことを決定したときは、別記様式第1号による階層認定兼徴収金決定調書により徴収金の額を決定し、費用負担者に対しては別記様式第3号による児童福祉施設費用徴収額(変更)通知書により通知するものとする。
- 2 第6条第4項又は第5項の規定にする更新若しくは再認定の必要がある場合で、別記様式第1号による階層認定兼徴収金決定調書により徴収金の額を決定したときは、費用負担者に対しては別記様式第3号による児童福祉施設費用徴収額(変更)通知書により通知するものとする。
 - 3 歳入調定及び納入通知書の送付については、次のとおりとする。
 - (1) 措置権者等は、第8条により決定した徴収金の額に基づき歳入の調定を行うものとする
 - (2) 措置権者等は、納入通知書を費用負担者に送付するものとする。
 - 4 徴収金の払込みについては、次のとおりとする。
 - (1) 費用負担者は、納入通知書により指定金融機関等へ納入期限までに徴収金を納入するものとする。
 - (2) 費用負担者のうち、口座振替による納入を希望する場合は、別に定めるところにより徴収金を納入するものとする。

- 5 徴収金を納期限までに納入しない措置児童等、扶養義務者又は入居者があるときは、期限を指定して督促するものとする。（地方自治法第231条の3第1項）なお、徴収金について、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものである（法第56条第9項）。

（注） 徴収金に係る債権は、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。この場合、費用負担者は、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができない。また、法令の規定により普通地方公共団体がする納入通知及び督促には絶対的な時効中断の効力が認められている（督促は最初のものに限り時効中断の効力を有すると解される）（地方自治法第236条）。

6 その他留意事項

- (1) 徴収金の額の決定に誤りがあった場合については、変更すべき月に遡及して徴収額の変更を行う。ただし、措置児童等又はその扶養義務者については、次により取り扱うことができるものとする。

ア 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が高い場合は、変更すべき月に遡及して徴収額の変更を行うものとする。

イ 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が低い場合は、変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。既に納付済の徴収金があるときは、その差額分を返還するものとする。

- (2) 措置費等の基準改定が遡及して実施される場合、扶養義務者がD15階層のときは、扶養義務者に係る費用徴収月額についても遡及して適用するものとする。なお、措置費等の基準改定の結果、返還額が生ずる場合は、措置費等の基準改定実施時期に遡及して変更認定し、返還するものとする。
- (3) 措置児童等が死亡した場合、徴収金に未納があった場合の納入告知等は、その相続人に対して行うものとする。
- (4) 扶養義務者が死亡した場合の徴収金の取扱いについては、前号と同様に行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日前に改正前の新潟市児童福祉施設負担金等徴収事務取扱要領（平成19年4月1日施行）の規定により決定した費用徴収金額は、この要領により決定されたものとみなす。